



令和6年12月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
贈与税決定処分等取消請求控訴事件 (原審・静岡地方  
裁判所)

口頭弁論終結日 令和6年10月22日

判 決

控訴人

同訴訟代理人弁護士

同

同

佐藤秀樹

坂田真吾

志賀厚介

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被控訴人

同代表者法務大臣

処分行政庁

国

鈴木馨祐

沼津税務署

山本一朗

被控訴人指定代理人

別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 沼津税務署長が控訴人に対し平成30年12月19日付けで、控訴人の平成24年分の贈与税についてした決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 3 沼津税務署長が控訴人に対し平成30年12月19日付けで、控訴人の平成25年分の贈与税についてした決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 4 沼津税務署長が控訴人に対し平成30年12月19日付けで、控訴人の平成26年分の贈与税についてした決定及び無申告加算税の賦課決定

東京高等裁判所

を取り消す。

- 5 沼津税務署長が控訴人に対し平成30年12月19日付けで、控訴人の平成27年分の贈与税についてした決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 6 沼津税務署長が控訴人に対し平成30年12月19日付けで、控訴人の平成28年分の贈与税についてした決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 7 沼津税務署長が控訴人に対し平成30年12月19日付けで、控訴人の平成29年分の贈与税についてした決定及び無申告加算税の賦課決定を取り消す。
- 8 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 控訴の趣旨

主文と同旨

##### 第2 事案の概要（略称は、別に定めない限り原判決のものを用いる。以下同じ。）

1 本件は、控訴人が、沼津税務署長（処分行政庁）から、控訴人名義の普通預金口座（本件各預金口座）に入金された金員のうち、[REDACTED]が原資を出捐した金員（本件各金員）について、控訴人が[REDACTED]から贈与により取得した財産であるとして、平成30年12月19日付けで、本件各年分（平成24年分～同29年分）の贈与税の各決定処分（本件各決定処分）及び無申告加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分。全体として本件各処分）を受けたため、本件各金員の一部は控訴人が取得したものではなく、その余の本件各金員は、[REDACTED]から内縁関係にある控訴人に対する生活費又は両者の実子及び控訴人の連れ子の教育費等の婚姻費用分担義務の履行として受領したものであつて、贈与により取得した財産ではなく、そうでなくとも、扶養義務者相互間における生活費又は教育費に充てるためにした贈与に係る贈与税の非課税財産を

定めた相続税法21条の3第1項2号の規定（以下「本件非課税規定」ともいう。）が適用されると主張して、被控訴人を相手に、本件各処分の取消しを求める事案である。

原審は、①本件各預金口座は、いずれも控訴人により控訴人名義で開設されたものであること等から控訴人に帰属する一方、[REDACTED]や控訴人家族が居住していた[REDACTED]住居及び[REDACTED]住居の各賃料に関しては、賃貸借契約の当事者である[REDACTED]本人が支払義務を負うから、[REDACTED]が控訴人に対し各貸主への振込みを委託したにすぎず、本件各年分の贈与税の課税価格から除くべきであるとし、②その余の本件各金員について、内縁関係には婚姻費用分担義務も類推適用されるべきであるが、贈与は内縁関係を含む親密な者の間で行われることが多く、租税回避の手段として用いられる危険性もあるから、婚姻費用分担義務の履行と認めるには、交付者が被交付者に対して内縁関係に基づく婚姻費用分担義務を負っており、かつ、移転財産額が同義務の範囲内であること及び交付者が実際に同義務の履行として当該財産を移転したことを認めるに足りる特別な事情があることを要するとした上で、[REDACTED]は、控訴人の連れ子である[REDACTED]及び控訴人との間の血縁上の子である[REDACTED]（以下、この2人を「子供達」ともいう。）と養子縁組又は認知をしておらず、子供達の扶養義務を負っていないから、仮に[REDACTED]と控訴人との間で内縁関係が認められるとしても、子供達の教育費の支払が婚姻費用分担義務の履行と認められる余地はなく、また、[REDACTED]自身の具体的な収入額等が不明であるなど婚姻費用分担義務の具体的な内容が不明であるから、本件各金員の入金が婚姻費用分担義務の履行として行われたものと認めるることはできず、上記特別の事情は認められないとして、[REDACTED]住居及び[REDACTED]住居の各賃料相当分を除く本件各金員は、控訴人が贈与により取得した財産であり、③本件非課税規定にいう「扶養義務者」とは、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られると解するのが相当であり、[REDACTED]が控訴人と法律上の婚姻関係にある者ではない以上、同規定が適用されるもの

とはいえないし、④ [ ] 住居及び [ ] 住居の賃料相当額を贈与税の課税価格から除外し、本件各処分のうち平成24年分～同26年分の贈与税の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分の一部を取り消し、その余の控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がその敗訴部分を不服として控訴した。したがって、当審の審理対象は、本件各処分のうち平成24年分～同26年分の [ ] 住居及び [ ] 住居の賃料相当額を除く本件各金員を贈与税の課税財産とすることの適否に限られる。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、後記3のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」2～4に記載のとおりであるから、これを引用する。

### 3 当審における当事者の主張

(被控訴人の主張)

(1) 争点①（本件各金員が、控訴人が [ ] から贈与により取得した財産であるか。）について

婚姻費用として非課税とする場合と贈与として贈与税を課税する場合について、内縁関係か法律婚であるかによって異なることはなく（本件非課税規定による場合を除く。）、内縁関係を含む夫婦間における財産移転が、婚姻費用の分担義務の履行としてされたものであるか、贈与としてされたものであるかは、個別の事案ごとに具体的な事実関係に即して判断されるべきである。特に夫婦間において相手方に財産を与える合意に関して書面が取り交わされていない場合には、金銭受領に至る経緯、当事者の資力や認識、受領後の用途といった具体的な事実関係を総合的に検討して、婚姻費用の分担義務の履行としてされたものであるか、贈与としてされたものであるかを判断すべきであるが、一般に、夫婦等の極めて密接な身分関係にある者間で財貨の移動があった場合、租税回避の手段としてされることが少くないため、実質課

税の原則に則り実質に着目して判断されるべきであり、婚姻費用の分担義務の履行であると認められるか否かという観点からは、財産移転当時、内縁関係が成立していることに加え、交付者が被交付者に対して内縁関係に基づく婚姻費用分担義務を負っており、かつ、移転財産額が同義務の範囲内であること及び交付者が実際に同義務の履行として当該財産を移転したことを認めることに足りる特別な事情があることを要すると解すべきである。

本件においては、反社会的勢力から狙われている旨の [ ] の証言等は具体性・切迫性がなく、婚姻の意思があるとは認められないし、控訴人と [ ] が共同生活をしていた事実も客観的に確認できること等から、控訴人と [ ] が内縁関係にあるとは認められない。仮に内縁関係の成立が認められるとしても、 [ ] は、控訴人に対し、自身の仕事や収入、資産の状況を一切明らかにせず、単にお金のことは心配しないで大丈夫と伝えたにすぎず、また、 [ ] からの本件各預金口座への各入金には定期性及び定額性がなく、各入金があった時期に当該入金をした理由も不明であるし、控訴人の各支出も直ちに通常の生活費等とはい難い使途に対応する出金が多額に上っているから、控訴人の生活費等としてその都度与えられていたものとはいえない。これらの具体的な事実関係を総合的に検討すれば、本件各金員の交付は、婚姻費用の分担としてされたものであったと認めるることはできず、贈与に該当する。

(2) 争点②（相続税法21条の3第1項2号が適用されるか。）について

本件非課税規定の「扶養義務者」は「配偶者」及び民法に規定する親族と定義されている（相続税法1条の2第1項1号）ところ、この「配偶者」に内縁関係にある者が含まれないことは、引用に係る原判決記載の被控訴人の主張のとおりである。行政法規において「配偶者」に事実上の婚姻関係にある者が含まれる場合には、その旨が明らかにされているのが通例であるところ、同号の「配偶者」については、そのような規定振りとなっていないから、

納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られる。

控訴人の主張する国税通則法基本通達（徴収部関係）第46条の10（親族）は、国税通則法46条に規定された「親族」についての取扱いを定めたものであって、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を配偶者と同様に取り扱うとしているが、納税者に有利な規定であることのみを理由に同条の適用範囲を拡張したものではないから、この定めをもって、全く別の規定である本件非課税規定の適用範囲を拡張すべきであるとはいえない。また、同様に、相続税法基本通達19の2-2は、相続税法19条の2第1項の規定に関し、「内縁関係にある者は、当該配偶者には該当しないのであるから留意する」との記載をしているが、これは条文上「配偶者」の文言が用いられていることによるものであり、条文上「扶養義務者」の文言が用いられている本件非課税規定との差異を無視するものであるし、「留意する」との記載のとおり、内縁関係が配偶者には該当しないことを注意的に記載しているにすぎないから、上記通達の記載の有無を根拠とすることはできない。

(控訴人の主張)

(1) 争点①（本件各金員が、控訴人が [ ] から贈与により取得した財産であるか。）について

内縁関係には婚姻費用分担義務が類推適用されるが、その具体的な婚姻費用の分担はまずは夫婦間の合意により決せられるのであり、その内容は、夫婦及び未成熟子を含む婚姻共同生活を営む上で必要な一切の費用を指し、衣食住の費用はもとより、医療費、娯楽費、交際費、老後の準備（預金や保険）、更には未成熟子の養育費や教育費等が含まれ、当該夫婦の合意によつて定まる暮らし振りに応じて広い内容を持ち得ると解されている。したがつて、婚姻費用分担義務の履行に当たるか否かは、本来、上記合意の内容等の事実認定の問題であって、「租税回避の手段」という観点から「特別の事情」が必要となるものではなく、また、仮に移転財産の一部が婚姻費用分担義務

の範囲外であったとしても、これにより婚姻費用分担義務の範囲内の移転財産までもが婚姻費用分担義務の履行であることを否定されるものではない。

本件において、控訴人と [ ] が準婚関係として法的保護が与えられる内縁関係にあることは明らかであるところ、平成24年から同29年にかけて、少なくとも50億円以上の資産を有する [ ] は、無収入であった控訴人に對し、婚姻費用分担義務として内縁共同生活を営む上で必要な一切の費用を支払う必要があり、控訴人との間で、子供達の養育費・生活費を含めた婚姻費用の全てについて支払うことを合意した。そして、控訴人と [ ] は、 [ ] が現在の住居に引っ越してからは生活費として月額約200万円、それ以前は家賃とは別に概ね100万円を負担する旨の合意をし、また、通常の生活費の外、 [ ] を含めた控訴人家族の海外旅行の飛行機代やホテル代等の遊興費についても、控訴人名義のクレジットカードを使用することが多かったが、これらも [ ] が負担することになっていた。実際、本件各金員は、 [ ] と生活を共にしていた住居の水道光熱費・維持管理費・通信費・クリーニング費・家事費・自治会費・旅行費・子供達の学習費・生活費等に費消されたものであり、 [ ] の上記資産からすれば、本件各年分の支払（約1673万円～約3890万円）は、資産に比して著しく高額ではなく、当該内縁関係の合意によって定まる暮らし振りに応じたものであり、婚姻費用分担義務の履行そのものである。

仮に、 [ ] が子供達に対し法的に扶養義務を負わないことを理由に、子供達の学習費等が婚姻費用として認められないとしても、少なくとも、生活費（水道光熱費、クリーニング費、 [ ] 費・ [ ] 費、通信費、維持管理費、家事費、自治会費）は婚姻費用そのものであり、当該費用の一部は [ ] が費消した分の支払に充てられているし、旅行費も子供達を除いた [ ] 及び控訴人の費用の分は婚姻費用そのものであるから、これらの費用は贈与ではない。

(2) 争点②(相続税法21条の3第1項2号が適用されるか。)について

本件非課税規定該当性につき、租税法規において「配偶者」や「親族」と規定され、法文上、内縁関係を含むことを明記する規定を置いていない場合でも、解釈によって内縁関係を含むことがある（例えば、国税通則法46条（納税の猶予の要件等）に係る国税通則法基本通達（徴収部関係）は、この条第2項第2号の「親族」につき、民法725条各号に掲げる者をいうとした上で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を配偶者と同様に取り扱うとして、解釈によって内縁を「配偶者」に含めている。）。さらに、相続税法基本通達19の2-2では、相続税法19条の2第1項（被相続人の配偶者が相続等により財産を取得した場合の税額軽減規定）に規定する配偶者は、婚姻の届出をした者に限るものとするなどと定めており、仮に相続税法基本通達の立案者が、本件非課税規定について配偶者を婚姻の届出をした者に限定するのであれば、「扶養義務者」に係る法令解釈通達においても、内縁関係にある者は「配偶者」に含まれない旨を明記すればよいのであるが、そのような記載はない。これは、事実婚にある夫婦も法律上相互に扶養義務を負っていることや、そのような実態にある夫婦が日本全国に相当多数存在することからすれば、上記の解釈は余りに不当な解釈であるから、課税庁としても、そのような通達の発遣をしていないものと理解するほかない。実質的にも、内縁関係について、法律婚と同様、同居協力扶助義務、貞操義務、婚姻費用分担義務、財産分与の規定等が類推適用されるにもかかわらず、本件非課税規定が法律婚のみに限られ内縁関係に適用されないとすれば、これを正当化する理由は何ら見当たらず、合理的な理由なく内縁関係を差別するものであって、そのような解釈・適用は、平等原則（憲法14条）に反し、違憲というほかない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の請求を一部認容した部分以外の部分をいずれも棄却し

た原審の判断と異なり、本件各処分の取消しを求める被控訴人の請求はいずれも全部理由があると判断する。その理由は、次のとおりである。

## 2 認定事実

認定事実については、当審における当事者の主張を踏まえて次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、補正後の認定事実を「補正後認定事実」という。

- (1) 原判決8頁20行目の「原告と [ ] は、」から同行目の「交際を開始し、」までを「控訴人 ( [ ] 生) と [ ] ( [ ] 生) は、 [ ] が刑務所を出所した年である平成13年頃に知り合い、交際を開始し、」に改め、同22行目の「原告は、」の次に「幼い [ ] を連れて、」を加え、同23行目の「 [ ] に渡航してから、」から同24行目末尾までを「 [ ] に渡航した後、平成15年に [ ] で登録されていた住民票は同28年に不在住が確認されたとして消除され、その他、日本国内で住民票上の住所を登録していない。また、 [ ] は、過去に3度の婚姻歴があり、最後の離婚は平成10年1月9日であった。」に改め、同9頁1行目の「原告と出会う以前に、」から同2行目の「懸念していたことから、」までを削除する。
- (2) 原判決9頁6行目の「同月1日転入) から、」の次に「 [ ] が日本帰国中の滞在拠点として賃貸借契約を締結した、」を、同11行目末尾の次に「また、 [ ] は、 [ ] 年、控訴人が妊娠したことが分かったため、日本での子育てを希望し、同年10月頃、主に居住していた [ ] から日本に帰国した。控訴人は、 [ ] を出産した後、筋痛性脳脊髄炎・甲状腺機能低下症・若年性更年期障害等を患い、相当期間、日常生活を送るのが困難な状態が続いていた。」をそれぞれ加え、同17行目から同18行目にかけての「 [ ] 住居で過ごすこともあった。」を「主として [ ] 住居で居住

していた。」に改める。

(3) 原判決9頁20行目の「[ ]及び原告の両親の5名で生活」を「[ ]、[ ]及び控訴人の両親の6名で生活」に、同23行目の「[ ]は、」を「[ ]( [ ]生)は、」に、同10頁3行目の「甲6、8、11、39、40、乙1、」を「甲6、8~11、34、39、40、乙1、45、49、50、」にそれぞれ改める。

3 争点①(本件各金員が、控訴人が[ ]から贈与により取得した財産であるか。)について

(1) 相続税法21条所定の贈与税の課税財産となる「贈与」該当性、本件各預金口座に入金された本件各金員の控訴人への帰属財産該当性、本件各金員のうち[ ]住居及び[ ]住居の各賃料相当額に係る贈与税の課税価格該当性についての判断は、原判決15頁2行目から同17頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) そこで、[ ]住居及び[ ]住居の各賃料相当額を除く本件各金員が、控訴人が[ ]から贈与により取得した財産であるか否かについて検討する。

ア まず、控訴人と[ ]との内縁関係の成否について検討する。

内縁の成立には、婚姻の意思(社会通念上の夫婦になる意思)と夫婦共同生活(社会観念上夫婦共同生活と認められるような共同生活の事実)が存在することが必要であるところ、補正後認定事実①のとおり、[ ]は、過去に3度の婚姻歴はあるものの、最後の離婚は平成10年1月であり、控訴人と平成13年頃に知り合って半年程で交際を始め、その3か月後に同棲を開始し、[ ]が[ ]に渡航した後は、控訴人が日本と[ ]を行き来し、[ ]が日本に帰国した[ ]年1月以降は、双方が、[ ]が主に住居等で使用する[ ]住居と控訴人家族が主に居住する[ ]住居を行き来し、平成25年12月以降は、控訴人及び[ ]は、[ ](平成28年3月まで)、[ ]及び控訴人の両親と現在の住所地

である [REDACTED] の住居で生活しているものであり、[REDACTED] 年には、[REDACTED] と控訴人との間に血縁関係がある [REDACTED] が生まれている。そして、控訴人が提出した写真や手紙等（甲 25～33）は、[REDACTED] が控訴人家族の一員として生活し、子供達が [REDACTED] を父親と認識していることを推認させるものであり、その他、[REDACTED] の仕事・税務の関係者（[REDACTED]、[REDACTED]）は、税務調査で聴取を受けた時点から、両者が内縁関係にあり、[REDACTED] が [REDACTED] の実子と理解していると陳述等をしており（甲 1 4、15、40、乙 21～24、28、原審証人 [REDACTED]）、[REDACTED] 及び控訴人も、両者が内縁関係にあり、[REDACTED] が [REDACTED] の血縁上の子である旨の陳述及び供述等をしている（甲 6、9、原審証人 [REDACTED]、原審控訴人本人）。そして、これらの陳述や供述等は、[REDACTED] が [REDACTED] の血縁上の子でないこと（ただし、[REDACTED] は [REDACTED] が 1 歳半から我が子同様に育てており、[REDACTED] も [REDACTED] を実の父と思っていること）や家族の生活実態、[REDACTED] の反社会的勢力との関係等（反社会的勢力から狙われるに至ったこと、家族の生命・安全のため控訴人家族と身分関係を形成せず、自己名義での銀行・証券口座等を持たず、クレジットカードも作成していないこと）、刑務所の入出所、控訴人の病気等を含めて具体的で一貫しており、客観的な事実経過としても相互に齟齬や矛盾はなく、被控訴人が [REDACTED] の有罪歴や刑務所への入所歴が異なることを主張していないことや、処分行政庁も、少なくとも本件各処分及び再調査決定の段階まで、控訴人と [REDACTED] とが内縁関係にあることを認めていたこと（甲 1、2）とも相まって、全体として信用し得るものということができる。そうすると、[REDACTED] は、比較的大規模な事業を行って財を成したところ、拳銃の所持により約 3 年半の実刑判決を受け、平成 13 年頃に刑務所を出所したが、現在に至るまで反社会的勢力から狙われていることを懸念しており、そのため、子供達に対し養子縁組や認知をしておらず、控訴人宅に住民票を移動していない旨の [REDACTED] の証

言等（甲6、原審証人[ ]）が不自然、不合理であるとはいはず、上記の懸念が現実化した場合には[ ]を含めた控訴人家族の生命・身体等に危害が及ぶことになることに照らし、反社会的勢力から狙われていることを懸念している旨の証言等が具体性・切迫性がないともいい難いから、大筋で信用することができる。そして、[ ]が、子供達に対し養子縁組や認知をしておらず、平成15年から同28年まで[ ]で住民票の登録がされており、控訴人宅に住民票を移動していないことをもって、控訴人との間の婚姻の意思に疑義を生じさせるものとはいはず、また、常に同一の住居で共同生活をしていなければ夫婦共同生活に欠けるものともいえない。

以上の諸点からすれば、控訴人と[ ]は、本件各処分当時において、婚姻の意思と夫婦共同生活があったと認めるのが相当であり、内縁関係にあったものと認められる。

イ 次に、内縁関係についても法律婚と同様に婚姻費用分担義務の規定（民法760条）が準用されるところ（最高裁昭和32年（才）第21号同33年4月11日第二小法廷判決・民集12巻5号789頁）、婚姻費用は、夫婦及び未成熟子を含む婚姻共同生活を営む上で必要な一切の費用を指すものであり、衣食住の費用はもとより、医療費、娯楽費、交際費、老後の準備、更には未成熟子の養育費と教育費等が含まれ、当該夫婦の収入や資産等によって定まる暮らし振りに応じて広い内容を持ち得る。そして、婚姻費用の具体的な内容は、基本的には夫婦間の合意によって決せられることからすれば、夫婦の収入、資産状態等によって規定される生活の程度や状態に応じて、当該合意に基づいて個別にその該当性を判断するのが相当であり、また、一方配偶者の連れ子や未認知の血縁上の子の教育費・養育費についても、他方配偶者や未認知の血縁上の親には法律上の扶養義務は認められないものの、同様に、夫婦の収入、資産状態等によって規定される生活の程度や状態に応じて、夫婦間の合意に基づき婚姻共同生活を営む上

で必要な一切の費用として婚姻費用に当たるものと認めるのが相当である。

なお、上記合意については書面等が作成されていない場合も多いことが想定されるところ、このような場合には、内縁関係にある夫婦間の財産の移転が婚姻費用分担義務の履行に該当するか贈与に該当するかが問題となり得るが、これがいずれに該当するかは、当該財産の移転に至る経緯や当該財産の額・移転の頻度、夫婦それぞれの収入や資力、当該移転に対する認識、当該移転後の使途等に基づいて判断するのが相当である。

これに対し、被控訴人は、内縁関係を含む夫婦間における財産の移転が租税回避の手段として利用される危険性があるため、婚姻費用分担義務の履行として認められるか否かは、これを肯定するに足りる特別な事情があったか否かという観点から判断すべきであると主張する。確かに、内縁関係を含む夫婦間における財産の移転には、租税回避の手段として利用される危険性があることは、被控訴人の指摘するとおりである。そこで、その一般的な危険性も適切に考慮した上で、本件に即して、上記のとおり、その該当性につき、夫婦の収入・資産との対比や財産の移転の内実に照らし、具体的な事実関係に基づき個別に判断することとし、仮に、外形上、婚姻費用分担義務の履行としての体裁を探っていたとしても、不相当に過大である又は目的外で給付がされたものと認められる場合には、同義務の履行としてされたものではない財産の移転、すなわち贈与に該当すると判断するのが相当である。

ウ そこで、以上の判断枠組みを前提として、本件各金員に係る財産の移転に至る経緯や本件各金員の額・移転の頻度、■と控訴人それぞれの収入や資力、当該移転に対する認識、本件各金員の使途等をみると、■から入金された本件各金員は、引用に係る原判決別表1～6のとおり、平成24年が3890万円、平成25年が2942万3341円、平成26年が3366万円、平成27年が1673万円、平成28年が3734万

円、平成29年が3008万円（合計1億8613万3341円）であり、一般的な婚姻費用分担額として非常に高額であることは否めない。もっとも、本件各処分当時、控訴人は収入がなく特段の資産があることもうかがわれないのでに対し、[REDACTED]は資産が少なくとも50億円超を有すると証言している（原審証人[REDACTED]）ところ、補正後認定事実記載の[REDACTED]の生活状況からすると、その証言に近い資産を有していると認定し得ることや、控訴人は、[REDACTED]年に[REDACTED]を出産した後、筋痛性脳脊髄炎・甲状腺機能低下症・若年性更年期障害等から、相当期間、日常生活を送るのが困難な状態が続いていたこと、平成26年4月まで賃借していた[REDACTED]住居の月額賃料は135万円であり、この住居費も本件各金員に含まれることからすれば、本件各金員の入金の経緯として、[REDACTED]、控訴人及び子供達の生活費・教育費等（水道光熱費、生活費、維持管理費、通信費、学習費、家事費、自治会費、旅行費、学費）に充てるためであったと認めることに特段の不自然、不合理があるものとはいえない。

また、本件各金員の入金当時、[REDACTED]の収入や資産内容の詳細は裏付け資料の提出がないため特定して認定することは困難であるものの、後記の使途内容に照らせば、本件各金員のうち、身体上の障害を有し、収入がない控訴人や未認知の血縁上の子及び控訴人の連れ子に対する生活費、教育費その他遊興費等に充てられた金員が、上記認定の[REDACTED]の資産に比して不相當に高額であるとはいはず、その資産規模に照らせば、全体として、[REDACTED]と控訴人との合意に基づく婚姻費用分担義務の履行の範囲内の金員であると捉えられ得るものである。そして、本件各金員は、引用に係る原判決別表1～6のとおり、毎月ではないものの定期的に1か月から数か月単位でまとまった入金がされており、その使途を見ても、証拠（乙7、12、14、18）及び弁論の全趣旨によれば、①生活費として、水道光熱費（423万1935円、別紙1-1）、クリーニング費（69万451

5円、別紙1-2)、[ ]費(30万9600円、別紙1-3)、[ ]費(797万1047円、別紙3)、通信費(336万8915円、別紙1-4)、維持管理費(30万5640円、別紙2-1)、家事費(9万5360円、別紙2-2)、自治会費(6万円、別紙2-3)及び[ ]生活費(333万7459円、別紙6)であること、②教育費として、学習費(188万6016円(別紙1-5)、70万8697円(別紙2-4))及び学費(732万2140円(別紙4)、1616万3175円(別紙5))であること、③旅行費として、2794万2192円(別紙7)及び81万2868円(別紙2-5)であること(これらの合計は7520万9559円であり、別紙1-1~同1-5は控訴人[ ]銀行口座、別紙2-1~同2-5は控訴人[ ]銀行口座、別紙4は控訴人[ ]銀行口座、別紙5は控訴人[ ]銀行口座からの各支払であり(合計3595万8861円)、別紙3、6及び7の合計3925万0698円はクレジットカード利用である。)がそれぞれ認められ、その他、④クレジットカードの利用(別紙3、6及び7を含む。)として、引用に係る原判決別紙5「各クレジットカードの利用内訳表」(乙36)のとおり、ブランド品購入(5029万6393円)、エステサロン費用(404万7544円)、海外旅行費用(2628万8617円)、国内旅行費用(805万9022円)、医療機関支払(435万2550円)、水道光熱費(165万0570円)、通信費・サービス等(1089万7251円)、維持管理費(763万7975円)及びその他(918万0521円)の合計1億2241万0443円であるのであり(ただし、乙36・3枚目にある返金、ポイント利用、現金払及び口座引き落としを控除すれば、合計1億1221万3301円である。)、これらの使途に費消された本件各金員が、[ ]と控訴人の収入や資産等によって定まる暮らし振りに応じた婚姻費用の概念から格別に外れるものがあるとはいはず、こ

れらのこととは、本件各金員が生活費・教育費等のためであるとする [REDACTED]  
及び控訴人の認識にも沿うものといえる。加えて、その具体的な金額や内  
容は明らかではないものの、本件各金員の相当部分は住民登録をしていな  
いとの理由から預金口座を開設できない [REDACTED] のために使用されたものと  
推認されるのであり、これらを勘案すれば、多額の資産を有する [REDACTED]  
から収入のない控訴人に対する婚姻費用分担の合意に基づく義務の履行とし  
て不相当に過大である又は目的外で給付がされたものと認めることはでき  
ない。

そして、控訴人による各支出の合計額として、生活費・教育費等（水道  
光熱費、生活費、維持管理費、通信費、学習費、家事費、自治会費、旅行  
費、学費）の合計からクレジットカード支出分を控除した 3595 万 88  
61 円と、クレジット利用 1 億 2241 万 0443 円及び住居費 4027  
万円（別紙 2-6、同 2-7）を加えると、合計 1 億 9863 万 9304  
円となり、本件各金員の合計額 1 億 8613 万 3341 円と近似し、前者  
が後者を上回っていることからすれば、本件各金員からの支出は全体とし  
て生活費・養育費等の支出にとどまり、夫婦間の合意に基づき婚姻費用と  
して支払われたものと認めるのが相当である。

(3) 以上からすれば、本件各金員は、[REDACTED] から控訴人に対し合意に基づく婚  
姻費用分担義務の履行として支払われたものであり、控訴人が [REDACTED] から贈  
与により取得した財産であると認めることはできない。したがって、これが  
贈与により取得した財産であるとして行われた本件各処分はいずれも違法で  
あり、取り消されるべきである。

#### 第4 結論

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、本件各処分の取消しを求  
める控訴人の請求はいずれも理由があるから、これを認容するのが相当であり、  
これと異なる原判決は一部不當であるから、原判決を変更することとして、主

文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

水野有子

水 野 有 子

裁判官

日置朋弘

日 置 朋 弘

裁判官

古 庄

石研

古 庄

研

東京高等裁判所



(別紙)

指定代理人目録

早田祐介 小林真帆

田中暁人

松尾直哉

小畠裕子

長谷川園子 服部慶一

以上

別紙1-1 水道光熱費(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
4	2012/1/6	¥12,425	デンキ
5	2012/1/10	¥6,898	
12	2012/1/31	¥4,610	スイドウリヨウ
15	2012/2/3	¥3,764	デンキ
17	2012/2/8	¥2,883	
25	2012/3/2	¥3,430	デンキ
26	2012/3/8	¥3,495	
32	2012/4/2	¥4,550	スイドウリヨウ
35	2012/4/3	¥3,423	デンキ
37	2012/4/9	¥2,672	
45	2012/5/2	¥3,250	デンキ
47	2012/5/8	¥2,467	
53	2012/5/31	¥4,550	スイドウリヨウ
56	2012/6/4	¥7,765	デンキ
58	2012/6/8	¥4,103	
68	2012/7/3	¥8,175	デンキ
70	2012/7/9	¥6,741	
77	2012/7/31	¥4,550	スイドウリヨウ
80	2012/8/2	¥3,828	デンキ
82	2012/8/8	¥1,575	
92	2012/9/3	¥4,958	デンキ
94	2012/9/10	¥2,526	
101	2012/10/1	¥4,550	スイドウリヨウ
104	2012/10/3	¥4,950	デンキ
105	2012/10/9	¥2,711	
116	2012/11/2	¥8,702	デンキ
118	2012/11/8	¥8,065	
125	2012/11/30	¥4,550	スイドウリヨウ
128	2012/12/4	¥14,695	デンキ
130	2012/12/10	¥7,359	
142	2013/1/8	¥5,120	
143	2013/1/8	¥7,845	デンキ
151	2013/1/31	¥4,550	スイドウリヨウ
154	2013/2/1	¥3,716	デンキ
156	2013/2/8	¥3,105	
167	2013/3/5	¥3,686	デンキ
169	2013/3/8	¥3,146	

平成24年 ¥158,220

番号	日付	支払い金額	支払い先
176	2013/4/1	¥4,550	スイドウリヨウ
179	2013/4/3	¥3,471	デンキ
180	2013/4/8	¥2,701	
191	2013/5/8	¥11,940	
192	2013/5/8	¥17,140	デンキ
200	2013/5/31	¥4,550	スイドウリヨウ
203	2013/6/4	¥25,121	デンキ
205	2013/6/10	¥19,419	
221	2013/7/2	¥18,779	デンキ
222	2013/7/8	¥11,340	
233	2013/7/31	¥7,390	スイドウリヨウ
236	2013/8/1	¥14,758	デンキ
238	2013/8/8	¥8,223	
251	2013/9/3	¥9,623	デンキ
253	2013/9/9	¥4,623	
263	2013/9/30	¥4,550	スイドウリヨウ
266	2013/10/3	¥10,841	デンキ
268	2013/10/7	¥5,491	
280	2013/11/5	¥16,097	デンキ
282	2013/11/8	¥18,876	
291	2013/12/2	¥6,950	スイドウリヨウ
294	2013/12/4	¥21,340	デンキ
296	2013/12/9	¥13,248	
309	2014/1/8	¥18,406	
310	2014/1/8	¥23,734	デンキ
319	2014/1/31	¥4,550	スイドウリヨウ
322	2014/2/3	¥3,114	デンキ
324	2014/2/10	¥3,168	
330	2014/2/27	¥164,308	
336	2014/3/5	¥3,683	デンキ
337	2014/3/10	¥3,409	
343	2014/3/27	¥145,607	
348	2014/3/31	¥4,550	スイドウリヨウ
351	2014/4/3	¥4,971	デンキ
352	2014/4/8	¥2,467	
357	2014/4/28	¥98,092	
367	2014/5/7	¥3,756	デンキ
368	2014/5/8	¥2,467	
374	2014/5/27	¥98,427	

平成25年 ￥292,189

番号	日付	支払い金額	支払い先
379	2014/6/2	¥4,550	スイドウリヨウ
382	2014/6/4	¥3,918	デンキ
383	2014/6/9	¥1,620	
384	2014/6/9	¥856	デンキ
385	2014/6/9	¥2,340	スイドウ
391	2014/6/27	¥31,658	
398	2014/7/8	¥540	
402	2014/7/28	¥16,590	
431	2014/9/29	¥12,106	
443	2014/10/27	¥24,158	
457	2014/11/27	¥98,862	
470	2014/12/29	¥143,767	
481	2015/1/27	¥240,123	
495	2015/2/27	¥296,222	
507	2015/3/27	¥262,110	
518	2015/4/27	¥133,796	
531	2015/5/27	¥120,044	
542	2015/6/29	¥17,805	
551	2015/7/27	¥16,945	
566	2015/8/27	¥10,995	
576	2015/9/28	¥10,808	
591	2015/10/27	¥21,764	
603	2015/11/27	¥46,844	
615	2015/12/28	¥81,891	
627	2016/1/27	¥144,521	
641	2016/2/29	¥152,170	
649	2016/3/28	¥131,535	
663	2016/4/27	¥87,581	
674	2016/5/27	¥43,993	
685	2016/6/27	¥22,738	
698	2016/7/27	¥14,258	
711	2016/8/29	¥8,803	
726	2016/9/27	¥9,167	
741	2016/10/27	¥14,457	
753	2016/11/28	¥52,842	
770	2016/12/27	¥85,369	
782	2017/1/27	¥123,467	
794	2017/2/27	¥153,891	
807	2017/3/27	¥136,702	

平成26年 ¥925,674

平成27年 ¥1,259,347

平成28年 ¥767,434

番号	日付	支払い金額	支払い先
823	2017/4/27	¥103,190	
835	2017/5/29	¥50,341	
847	2017/6/27	¥28,660	
858	2017/7/27	¥19,086	
869	2017/8/28	¥10,800	
883	2017/9/27	¥13,404	
895	2017/10/27	¥15,189	
905	2017/11/27	¥54,412	
921	2017/12/27	¥119,929	

平成29年 ¥829,071

合計 ¥4,231,935

別紙1-2 生活費(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
3	2012/1/6	¥21,420	
16	2012/2/6	¥37,542	
36	2012/4/6	¥60,427	
46	2012/5/7	¥55,445	
57	2012/6/6	¥56,122	
69	2012/7/6	¥14,133	
81	2012/8/6	¥36,561	
93	2012/9/6	¥16,527	
106	2012/10/9	¥14,731	
117	2012/11/6	¥24,102	
129	2012/12/6	¥90,431	平成24年 ¥427,441
141	2013/1/7	¥47,259	
155	2013/2/6	¥29,812	
168	2013/3/6	¥8,179	
181	2013/4/8	¥19,498	
190	2013/5/7	¥29,279	
204	2013/6/6	¥17,619	
223	2013/7/8	¥17,377	
237	2013/8/6	¥15,970	
252	2013/9/6	¥26,901	
267	2013/10/4	¥7,951	
281	2013/11/6	¥14,742	
295	2013/12/6	¥12,400	平成25年 ¥246,987
323	2014/2/6	¥2,467	
366	2014/5/7	¥2,467	
417	2014/8/27	¥8,673	
464	2014/12/8	¥6,480	平成26年 ¥20,087

合計

¥694,515

別紙1-3 維持管理費(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
2	2012/1/4	¥7,875	
14	2012/1/31	¥7,875	
24	2012/2/29	¥7,875	
34	2012/4/2	¥7,875	
44	2012/5/1	¥7,875	
55	2012/5/31	¥7,875	
67	2012/7/2	¥7,875	
79	2012/7/31	¥7,875	
91	2012/8/31	¥7,875	
103	2012/10/1	¥7,875	
115	2012/10/31	¥7,875	
127	2012/11/30	¥7,875	
140	2013/1/4	¥7,875	
153	2013/1/31	¥7,875	
166	2013/2/28	¥7,875	
178	2013/4/1	¥7,875	
188	2013/4/30	¥7,875	
202	2013/5/31	¥7,875	
220	2013/7/1	¥7,875	
235	2013/7/31	¥7,875	
250	2013/9/2	¥7,875	
265	2013/9/30	¥7,875	
279	2013/10/31	¥7,875	
293	2013/12/2	¥7,875	
308	2014/1/6	¥7,875	
321	2014/1/31	¥7,875	
335	2014/2/28	¥7,875	
350	2014/3/31	¥7,875	
365	2014/4/30	¥8,100	
381	2014/6/2	¥8,100	
397	2014/6/30	¥8,100	
411	2014/7/31	¥8,100	
424	2014/9/1	¥8,100	
438	2014/9/30	¥8,100	
450	2014/10/31	¥8,100	
463	2014/12/1	¥8,100	

平成24年 ¥94,500

平成25年 ¥94,500

平成26年 ¥96,300

番号	日付	支払い金額	支払い先
476	2015/1/5	¥8,100	
487	2015/2/2	¥8,100	
501	2015/3/2	¥8,100	

平成27年 ¥24,300

合計                    ¥309,600

別紙1-4 通信費(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
9	2012/1/26	¥3,910	
20	2012/2/27	¥4,580	
22	2012/2/27	¥3,910	
29	2012/3/26	¥3,910	
40	2012/4/26	¥4,580	
41	2012/4/26	¥3,910	
51	2012/5/28	¥3,910	
62	2012/6/26	¥4,580	
63	2012/6/26	¥3,910	
73	2012/7/26	¥3,910	
85	2012/8/27	¥4,580	
87	2012/8/27	¥3,910	
98	2012/9/26	¥3,910	
109	2012/10/26	¥4,340	
110	2012/10/26	¥3,910	
122	2012/11/26	¥3,910	
134	2012/12/26	¥4,340	
135	2012/12/26	¥3,910	
148	2013/1/28	¥3,910	
160	2013/2/26	¥4,340	
161	2013/2/26	¥3,910	
173	2013/3/26	¥3,910	
185	2013/4/26	¥4,340	
186	2013/4/26	¥3,910	
196	2013/5/27	¥3,910	
209	2013/6/26	¥4,340	
210	2013/6/26	¥3,910	
227	2013/7/26	¥3,910	
242	2013/8/26	¥4,340	
243	2013/8/26	¥3,910	
257	2013/9/26	¥3,910	
272	2013/10/28	¥4,340	
273	2013/10/28	¥3,910	
286	2013/11/26	¥3,910	
301	2013/12/26	¥4,340	
302	2013/12/26	¥3,910	

平成24年 ¥73,920

平成25年 ¥72,960

番号	日付	支払い金額	支払い先
314	2014/1/27	¥3,910	
328	2014/2/26	¥4,340	
329	2014/2/26	¥3,910	
341	2014/3/26	¥3,910	
347	2014/3/28	¥114,450	
356	2014/4/28	¥4,460	
358	2014/4/28	¥58,860	
359	2014/4/28	¥4,021	
372	2014/5/26	¥4,021	
378	2014/5/28	¥58,860	
389	2014/6/26	¥4,460	
390	2014/6/26	¥6,073	
396	2014/6/30	¥58,860	
403	2014/7/28	¥58,860	
404	2014/7/28	¥7,765	
415	2014/8/26	¥4,460	
416	2014/8/26	¥7,765	
421	2014/8/28	¥58,860	
429	2014/9/26	¥7,765	
432	2014/9/29	¥58,860	
442	2014/10/27	¥4,460	
444	2014/10/27	¥7,765	
448	2014/10/28	¥58,860	
455	2014/11/26	¥7,765	
461	2014/11/28	¥58,860	
468	2014/12/26	¥4,460	
469	2014/12/26	¥7,765	
471	2014/12/29	¥58,860	
480	2015/1/26	¥7,765	
485	2015/1/28	¥58,860	
492	2015/2/26	¥4,460	
493	2015/2/26	¥7,765	
500	2015/3/2	¥58,860	
506	2015/3/26	¥7,765	
511	2015/3/30	¥58,860	
517	2015/4/27	¥4,460	
519	2015/4/27	¥7,765	
523	2015/4/28	¥58,860	

平成26年 ¥743,265

番号	日付	支払い金額	支払い先
529	2015/5/26	¥7,765	
534	2015/5/28	¥58,860	
539	2015/6/26	¥4,460	
540	2015/6/26	¥7,765	
543	2015/6/29	¥58,860	
552	2015/7/27	¥7,765	
556	2015/7/28	¥58,860	
563	2015/8/26	¥4,460	
564	2015/8/26	¥7,765	
569	2015/8/28	¥58,860	
577	2015/9/28	¥58,860	
578	2015/9/28	¥7,765	
588	2015/10/26	¥4,460	
589	2015/10/26	¥7,765	
594	2015/10/28	¥58,860	
601	2015/11/26	¥7,765	
608	2015/11/30	¥58,860	
614	2015/12/28	¥4,460	
616	2015/12/28	¥58,860	
617	2015/12/28	¥7,765	
626	2016/1/26	¥7,765	
630	2016/1/28	¥58,860	
637	2016/2/26	¥4,460	
638	2016/2/26	¥7,765	
642	2016/2/29	¥58,860	
650	2016/3/28	¥58,860	
651	2016/3/28	¥7,765	
660	2016/4/26	¥4,460	
661	2016/4/26	¥7,765	
666	2016/4/28	¥58,860	
672	2016/5/26	¥7,765	
678	2016/5/30	¥58,860	
684	2016/6/27	¥4,460	
686	2016/6/27	¥7,765	
690	2016/6/28	¥58,860	
696	2016/7/27	¥7,765	
702	2016/7/28	¥58,860	
709	2016/8/26	¥4,460	

平成27年 ¥826,260

番号	日付	支払い金額	支払い先
710	2016/8/26	¥7,755	
713	2016/8/29	¥58,860	
724	2016/9/26	¥7,765	
731	2016/9/28	¥58,860	
738	2016/10/26	¥4,460	
739	2016/10/26	¥7,765	
746	2016/10/28	¥58,860	
755	2016/11/28	¥58,860	
756	2016/11/28	¥7,765	
767	2016/12/26	¥4,460	
768	2016/12/26	¥7,765	
775	2016/12/28	¥58,860	
780	2017/1/26	¥7,765	
787	2017/1/30	¥58,860	
793	2017/2/27	¥4,460	
795	2017/2/27	¥7,765	
803	2017/2/28	¥58,860	
808	2017/3/27	¥7,765	
814	2017/3/28	¥58,860	
820	2017/4/26	¥4,460	
821	2017/4/26	¥7,765	
828	2017/4/28	¥58,860	
833	2017/5/26	¥7,765	
837	2017/5/29	¥58,860	
845	2017/6/26	¥4,460	
846	2017/6/26	¥7,765	
851	2017/6/28	¥58,860	
856	2017/7/26	¥7,765	
862	2017/7/28	¥58,860	
868	2017/8/28	¥4,460	
870	2017/8/28	¥58,860	
871	2017/8/28	¥7,765	
881	2017/9/26	¥7,765	
887	2017/9/28	¥58,860	
893	2017/10/26	¥4,460	
894	2017/10/26	¥7,765	
899	2017/10/30	¥58,860	
906	2017/11/27	¥7,765	

平成28年 ¥826,250

番号	日付	支払い金額	支払い先
911	2017/11/28	¥58,860	
918	2017/12/26	¥4,460	
919	2017/12/26	¥7,765	
925	2017/12/28	¥58,860	

平成29年 ¥826,260

合計 ¥3,368,915

別紙1-5 学習費(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
11	2012/1/27	¥7,000	
21	2012/2/27	¥29,515	
31	2012/3/27	¥7,000	
42	2012/4/27	¥14,245	
50	2012/5/28	¥7,000	
65	2012/6/27	¥7,000	
75	2012/7/27	¥7,000	
86	2012/8/27	¥26,260	
99	2012/9/27	¥7,000	
112	2012/10/29	¥7,000	
123	2012/11/27	¥7,000	
137	2012/12/27	¥7,000	
147	2013/1/28	¥7,000	
163	2013/2/27	¥39,010	
197	2013/5/27	¥53,550	
212	2013/6/27	¥28,350	
229	2013/7/29	¥41,720	
245	2013/8/27	¥25,200	
259	2013/9/27	¥28,350	
274	2013/10/28	¥28,350	
287	2013/11/27	¥25,200	
304	2013/12/27	¥25,200	
315	2014/1/27	¥28,390	
331	2014/2/27	¥7,560	
344	2014/3/27	¥29,160	
360	2014/4/28	¥29,160	
375	2014/5/27	¥29,610	
392	2014/6/27	¥25,920	
405	2014/7/28	¥25,970	
418	2014/8/27	¥25,920	
433	2014/9/29	¥29,160	
445	2014/10/27	¥29,160	
451	2014/11/6	¥34,992	
458	2014/11/27	¥25,920	
472	2014/12/29	¥25,920	
477	2015/1/6	¥6,480	

平成24年 ¥133,020

平成25年 ¥301,930

平成26年 ¥346,842

番号	日付	支払い金額	支払い先
482	2015/1/27	¥29,160	
488	2015/2/6	¥25,920	
496	2015/2/27	¥25,920	
502	2015/3/6	¥6,480	
508	2015/3/27	¥29,160	
513	2015/4/6	¥6,480	
525	2015/5/7	¥6,480	
536	2015/6/8	¥6,480	
547	2015/7/6	¥6,480	
559	2015/8/6	¥6,480	
572	2015/9/7	¥6,480	
584	2015/10/6	¥6,480	
597	2015/11/6	¥6,480	
609	2015/12/2	¥6,480	
622	2016/1/6	¥6,480	
633	2016/2/8	¥6,480	
645	2016/3/7	¥6,480	
656	2016/4/6	¥28,080	
668	2016/5/6	¥8,640	
675	2016/5/27	¥42,454	
680	2016/6/6	¥8,640	
687	2016/6/27	¥19,630	
692	2016/7/6	¥8,640	
699	2016/7/27	¥19,790	
705	2016/8/8	¥8,640	
712	2016/8/29	¥4,320	
714	2016/8/29	¥19,630	
720	2016/9/6	¥8,640	
727	2016/9/27	¥33,924	
730	2016/9/28	¥4,320	
734	2016/10/6	¥8,640	
742	2016/10/27	¥39,540	
745	2016/10/28	¥4,320	
749	2016/11/7	¥8,640	
754	2016/11/28	¥4,320	
757	2016/11/28	¥39,260	
771	2016/12/27	¥39,800	
774	2016/12/28	¥4,320	

平成27年 ¥181,440

平成28年 ¥383,628

番号	日付	支払い金額	支払い先
783	2017/1/27	¥29, 805	
786	2017/1/30	¥4, 320	
796	2017/2/27	¥25, 078	
802	2017/2/28	¥4, 320	
809	2017/3/27	¥39, 260	
813	2017/3/28	¥4, 320	
824	2017/4/27	¥25, 238	
827	2017/4/28	¥4, 320	
836	2017/5/29	¥4, 320	
838	2017/5/29	¥49, 075	
848	2017/6/27	¥39, 260	
850	2017/6/28	¥4, 320	
859	2017/7/27	¥57, 640	
872	2017/8/28	¥57, 170	
884	2017/9/27	¥28, 585	
896	2017/10/27	¥57, 170	
907	2017/11/27	¥47, 785	
922	2017/12/27	¥57, 170	

平成29年 ¥539, 156

合計      ¥1, 886, 016

別紙2-1 維持管理費(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
122	2014/9/29	¥11,880	
124	2014/10/31	¥11,880	
126	2014/11/26	¥11,880	
132	2015/1/31	¥34,560	
134	2015/3/10	¥11,880	
136	2015/3/10	¥105,840	
138	2015/4/5	¥11,880	
142	2015/5/8	¥11,880	
150	2015/8/13	¥23,760	
162	2015/10/26	¥35,640	
164	2015/10/26	¥34,560	

平成26年 ¥35,640

平成27年 ¥270,000

合計 ¥305,640

別紙2-2 家事費(銀行口座)



番号	日付	支払い金額	支払い先
61	2012/11/19	¥80,600	
109	2014/3/17	¥14,760	

平成24年 ￥80,600  
平成26年 ￥14,760

合計 ￥95,360

別紙2-3 自治会費 (銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
105	2014/1/26	¥60,000	

平成26年 ¥60,000

合計      ¥60,000

別紙2-4 学習費等(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先	
57	2012/10/19	¥30,315		平成24年 ¥30,315
93	2013/9/20	¥25,000		平成25年 ¥25,000
120	2014/7/24	¥180,000		平成26年 ¥180,000
140	2015/4/7	¥459,972		平成27年 ¥459,972
170	2016/4/11	¥13,410		平成28年 ¥13,410

合計                   ¥708,697

別紙2-5 旅行費（■銀行口座）

番号	日付	支払い金額	支払い先
146	2015/8/4	¥66,668	
154	2015/9/15	¥673,200	
156	2015/9/25	¥23,000	
160	2015/10/22	¥50,000	

平成27年 ￥812,868

合計

￥812,868

別紙2-6 [REDACTED] 住居の賃料 ([REDACTED]銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
19	2012/2/27	¥280,000	[REDACTED]
27	2012/4/23	¥280,000	[REDACTED]
37	2012/6/26	¥280,000	[REDACTED]
45	2012/8/23	¥280,000	[REDACTED]

合計                    ¥1,120,000

別紙2-7 住居の賃料(銀行口座)

番号	日付	支払い金額	支払い先
13	2012/1/30	¥1,350,000	
17	2012/2/27	¥1,350,000	
21	2012/3/29	¥1,350,000	
25	2012/4/23	¥1,350,000	
29	2012/5/30	¥1,350,000	
35	2012/6/26	¥1,350,000	
41	2012/8/1	¥1,350,000	
43	2012/8/23	¥1,350,000	
49	2012/9/21	¥1,350,000	
59	2012/10/19	¥1,350,000	
63	2012/11/19	¥1,350,000	
65	2012/12/18	¥1,350,000	
69	2013/1/6	¥1,350,000	
73	2013/1/31	¥1,350,000	
75	2013/2/25	¥1,350,000	
77	2013/4/1	¥1,350,000	
79	2013/4/23	¥1,350,000	
81	2013/5/16	¥1,350,000	
83	2013/6/24	¥1,350,000	
85	2013/7/19	¥1,350,000	
89	2013/8/8	¥1,350,000	
91	2013/9/20	¥1,350,000	
95	2013/10/8	¥1,350,000	
99	2013/11/15	¥1,350,000	
101	2013/12/12	¥1,350,000	
103	2014/1/22	¥1,350,000	
107	2014/2/21	¥1,350,000	
112	2014/3/19	¥1,350,000	
116	2014/4/14	¥1,350,000	

合計                   ¥39,150,000

別紙3 維持管理費 銀行口座 カードにおける支払

年月日	支払い	摘要	備考
2012/4/11	166,950		
2014/2/28	142,987		
2014/3/31	79,305		
2014/3/31	116,989		
2014/4/30	159,030		
2014/4/30	33,912		
2014/5/30	33,912		
2014/5/31	171,990		
2014/6/30	171,990		
2014/6/30	33,912		
2014/7/31	159,516		
2014/7/31	33,912		
2014/8/29	33,912		
2014/8/31	133,110		
2014/9/30	184,030		
2014/9/30	33,912		
2014/10/31	175,500		
2014/10/31	33,912		
2014/11/28	-33,912		
2014/11/28	33,912		
2014/11/29	33,912		
2014/11/30	133,110		
2014/12/30	33,912		
2014/12/31	146,070		
2015/1/30	33,912		
2015/1/31	146,556		
2015/2/27	33,912		
2015/2/28	146,070		
2015/3/31	133,110		
2015/3/31	33,912		
2015/4/30	171,990		
2015/4/30	33,912		
2015/5/29	33,912		
2015/5/31	159,030		
2015/6/30	171,990		
2015/6/30	33,912		
2015/7/31	172,746		
2015/7/31	33,912		
2015/8/31	120,150		
2015/8/31	33,912		
2015/9/30	110,700		
2015/9/30	33,912		
2015/10/30	33,912		
2015/10/31	120,150		
2015/11/30	120,636		
2015/11/30	33,912		
2015/12/30	33,912		
2015/12/31	107,190		
2016/1/29	33,912		
2016/1/31	108,442		
2016/2/29	120,150		
2016/2/29	33,912		
2016/3/31	107,190		
2016/3/31	33,912		
2016/4/28	33,912		
2016/4/30	120,150		
2016/5/31	120,150		
2016/5/31	33,912		
2016/6/30	107,676		
2016/6/30	33,912		
2016/7/29	33,912		
2016/7/31	120,150		
2016/8/31	124,416		
2016/8/31	33,912		
2016/9/30	120,150		
2016/9/30	33,912		
2016/10/31	120,150		
2016/10/31	33,912		

平成24年 ￥166,950

平成26年 ￥2,078,835

平成27年 ￥2,087,262

年月日	支払い	摘要	備考
2016/11/30	107,190		
2016/11/30	33,912		
2016/12/31	33,912		
2016/12/31	121,791		
2017/1/31	107,190		
2017/1/31	33,912		
2017/2/28	107,190		
2017/2/28	33,912		
2017/3/31	33,912		
2017/3/31	107,190		
2017/4/28	33,912		
2017/4/30	108,432		
2017/5/31	120,150		
2017/5/31	33,912		
2017/6/30	120,150		
2017/6/30	33,912		
2017/7/31	120,150		
2017/7/31	33,912		
2017/8/31	111,067		
2017/8/31	33,912		
2017/9/29	33,912		
2017/9/30	120,150		
2017/10/31	139,590		
2017/10/31	33,912		
2017/11/30	124,470		
2017/11/30	33,912		
2017/12/29	33,912		
2017/12/31	140,773		
合計	7,971,047		

平成28年 ￥1,804,549

平成29年 ￥1,833,451

番号	日付	支払い金額	支払い先
1	2012/1/5	¥98,000	
2	2012/2/6	¥78,000	
3	2012/3/2	¥78,000	
4	2012/4/25	¥104,000	
5	2012/5/7	¥78,000	
6	2012/6/5	¥78,000	
7	2012/7/5	¥78,000	
8	2012/8/6	¥78,000	
9	2012/9/5	¥98,000	
10	2012/10/5	¥78,000	
11	2012/11/5	¥78,000	
12	2012/12/5	¥78,000	
13	2013/1/7	¥98,000	
14	2013/2/5	¥78,000	
15	2013/3/1	¥78,000	
16	2013/4/22	¥78,100	
17	2013/5/10	¥54,500	
18	2013/5/10	¥277,300	
19	2013/6/10	¥54,500	
20	2013/7/5	¥54,500	
21	2013/7/10	¥237,300	
22	2013/8/12	¥54,500	
23	2013/9/10	¥74,500	
24	2013/10/10	¥54,500	
25	2013/10/10	¥237,300	
26	2013/11/11	¥54,500	
27	2013/12/5	¥54,500	
28	2014/1/10	¥74,500	
29	2014/1/10	¥237,300	
30	2014/2/10	¥54,500	
31	2014/3/5	¥54,500	
32	2014/4/21	¥78,100	
33	2014/5/12	¥277,300	
34	2014/5/12	¥54,500	
35	2014/6/10	¥54,500	
36	2014/7/7	¥54,500	
37	2014/7/10	¥237,300	

平成24年 ¥1,002,000

平成25年 ¥1,540,000

番号	日付	支払い金額	支払い先
38	2014/8/11	¥54,500	
39	2014/9/10	¥74,500	
40	2014/10/10	¥237,300	
41	2014/10/10	¥54,500	
42	2014/11/10	¥54,500	
43	2014/12/5	¥54,500	
44	2015/1/9	¥237,300	
45	2015/1/13	¥74,500	
46	2015/2/10	¥54,500	
47	2015/3/5	¥54,500	
48	2015/4/20	¥83,100	
49	2015/5/11	¥59,500	
50	2015/6/10	¥59,500	
51	2015/7/6	¥59,500	
52	2015/8/10	¥59,500	
53	2015/9/10	¥79,500	
54	2015/10/13	¥59,500	
55	2015/10/23	¥200,540	
56	2015/11/10	¥59,500	
57	2015/12/7	¥59,500	
58	2016/1/12	¥79,500	
59	2016/2/10	¥59,500	
60	2016/3/4	¥59,500	
61	2016/4/21	¥100,400	
62	2016/5/6	¥74,400	
63	2016/6/6	¥74,400	
64	2016/7/5	¥74,400	
65	2016/8/5	¥74,400	
66	2016/9/5	¥94,400	
67	2016/10/5	¥74,400	
68	2016/11/7	¥74,400	
69	2016/12/5	¥74,400	
70	2017/1/5	¥94,400	
71	2017/2/6	¥74,400	
72	2017/3/1	¥74,400	
73	2017/4/19	¥100,400	
74	2017/5/8	¥74,400	
75	2017/6/5	¥74,400	
76	2017/7/5	¥74,400	

平成26年 ¥1,706,800

平成27年 ¥1,200,440

平成28年 ¥914,100

番号	日付	支払い金額	支払い先
77	2017/8/7	¥74,400	
78	2017/9/5	¥94,400	
79	2017/10/5	¥74,400	
80	2017/11/6	¥74,400	
81	2017/12/5	¥74,400	

平成29年 ¥958,800

合計 ¥7,322,140

## 別紙5 学費

## 銀行口座における支払

年月日	支払い	摘要	備考
2015/7/2	5,952,820	外国関係	
2016/1/8	184,790	外国関係	
2016/7/4	4,718,025	外国関係	
2017/7/11	5,307,540	外国関係	
合計	16,163,175		

平成27年 ￥5,952,820  
平成28年 ￥4,902,815  
平成29年 ￥5,307,540

年月日	支払い	摘要	備考
2015/7/31	¥43,319		
2015/8/31	¥439,697		
2015/9/30	¥124,447		
2015/10/31	¥73,501		
2015/11/30	¥93,513		
2015/12/31	¥52,066		
2016/1/31	¥55,659		
2016/2/29	¥53,551		
2016/3/31	¥73,316		
2016/4/30	¥66,078		
2016/5/31	¥39,330		
2016/6/30	¥66,827		
2016/7/31	¥21,360		
2016/8/31	¥82,537		
2016/9/30	¥97,270		
2016/10/31	¥121,377		
2016/11/30	¥145,365		
2016/12/31	¥102,389		
2017/1/31	¥96,299		
2017/2/28	¥141,306		
2017/3/31	¥142,209		
2017/4/30	¥136,198		
2017/5/31	¥105,585		
2017/6/30	¥104,762		
2017/7/31	¥218,172		
2017/8/31	¥157,020		
2017/9/30	¥142,683		
2017/10/31	¥91,953		
2017/11/30	¥169,039		
2017/12/31	¥80,631		
合計	¥3,337,459		

平成27年 ¥826,543

平成28年 ¥925,059

平成29年 ¥1,585,857

年月日	支払い	摘要	備考
H24.1.17	¥62,487		
H24.3.8	¥220,940		
H24.4.23	¥217,910		
H24.4.23	¥217,910		
H24.5.19	¥17,140		
H24.5.19	¥17,140		
H24.6.21	¥19,140		
H24.6.23	¥-19,140		
H24.8.23	¥17,140		
H24.9.18	¥17,140		
H24.11.27	¥28,000		
H24.12.20	¥30,000		
H25.1.13	¥74,000		
H25.2.7	¥17,140		
H25.2.7	¥17,140		
H25.3.16	¥30,000		
H25.4.6	¥30,000		
H25.6.2	¥133,700		
H25.7.1	¥359,010		
H25.7.1	¥359,010		
H25.7.1	¥367,990		
H25.7.1	¥479,010		
H25.7.1	¥479,010		
H25.7.31	¥890,359		
H25.8.5	¥121,500		
H25.9.1	¥108,400		
H25.9.8	¥109,400		
H25.9.16	¥265,300		
H25.10.7	¥186,500		
H25.10.23	¥164,140		
H25.11.17	¥79,500		
H25.11.24	¥80,500		
H25.12.1	¥41,000		
H25.12.8	¥43,000		
H25.12.15	¥259,000		
H26.1.22	¥38,940		
H26.1.25	¥-38,940		
H26.3.11	¥165,140		
H26.3.18	¥27,400		
H26.7.23	¥19,210		
H26.10.9	¥217,160		
H26.11.14	¥36,930		
H26.11.14	¥-167,160		
H27.3.31	¥481,870		
H27.3.31	¥481,870		
H27.4.16	¥-863,740		
H27.7.6	¥125,266		
H27.7.16	¥1,190,110		
H27.8.1	¥172,470		
H27.8.4	¥27,286		
H27.8.4	¥345,320		
H27.8.25	¥21,791		
H27.9.1	¥64,739		
H27.12.3	¥217,153		
H28.1.25	¥9,990		

平成24年 ￥845,807

平成25年 ￥4,694,609

平成26年 ￥298,680

平成27年 ￥2,264,135

年月日	支払い	摘要	備考
H28.3.8	¥160,560		
H28.3.8	¥160,560		
H28.3.8	¥160,560		
H28.3.24	¥258,623		
H28.3.24	¥258,623		
H28.3.24	¥258,623		
H28.4.1	¥288,561		
H28.4.19	¥404,319		
H28.6.13	¥112,860		
H28.7.11	¥234,760		
H28.7.11	¥234,760		
H28.7.11	¥176,520		
H28.7.11	¥234,760		
H28.8.1	¥56,430		
H28.9.1	¥413,620		
H28.10.17	¥133,370		
H28.10.17	¥178,160		
H28.10.17	¥178,160		
H28.10.17	¥178,160		
H28.10.21	¥44,766		
H28.11.4	¥405,978		
H29.2.3	¥504,230		
H29.2.3	¥2,980		
H29.3.1	¥464,230		
H29.3.8	¥120,720		
H29.3.8	¥160,260		
H29.3.8	¥160,260		
H29.3.29	¥287,200		
H29.4.17	¥11,320		
H29.4.17	¥27,300		
H29.5.2	¥1,856,890		
H29.5.31	¥11,365		
H29.6.29	¥122,520		
H29.6.29	¥203,660		
H29.6.29	¥203,661		
H29.6.29	¥203,662		
H29.7.2	¥216,000		
H29.8.28	¥531,090		
H29.8.31	¥20,000		
H29.9.3	¥703,547		
H29.9.13	¥109,836		
H29.9.30	¥98,791		
H29.10.21	¥400,515		
合計	¥19,065,991	(1)	

平成28年 ¥4,542,723

平成29年 ¥6,420,037

年月日	支払い	摘要	備考
H24.1.18	¥184,616		
H24.4.27	¥72,400		
H24.10.7	¥99,200		
H24.10.29	¥50,900		
H24.11.14	¥134,685		
H25.2.18	¥59,500		
H25.3.5	¥336,519		
H25.2.26	¥18,813		
H26.1.19	¥53,473		

平成24年 ¥541,801

平成25年 ¥414,832

年月日	支払い	摘要	備考
H26.3.26	¥925,750		
H26.4.28	¥54,000		
H26.8.6	¥71,035		
H26.8.6	¥498,112		
H26.12.2	¥329,753		
H27.6.13	¥104,859		
H27.8.6	¥719,352		
H28.5.5	¥162,312		
H28.5.24	¥79,701		
H28.8.15	¥1,723,562		
H28.11.28	¥937,727		
H28.11.28	¥28,375		
H29.2.7	¥381,965		
H29.2.20	¥50,669		
H29.7.12	¥223,995		
H29.7.24	¥219,280		
H29.8.4	¥522,846		
H29.8.10	¥161,267		
H29.9.21	¥671,535		
合計	¥8,876,201	②	

平成26年 ￥1,932,123

平成27年 ￥824,211

平成28年 ￥2,931,677

平成29年 ￥2,231,557

総合計 ￥27,942,192 ①+②

これは正本である。

令和 6 年 1 月 12 日

東京高等裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 厚木 由希